

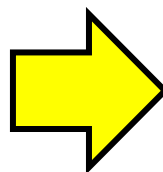
- ▶今まで運賃の協議は、「荒尾市地域公共交通活性化協議会」で対応できていたが、複数の事業者が参加する協議会の中で運賃を協議することが、独占禁止法上のカルテルにあたる懸念があった。一方で、国においては、改正道路運送法が令和 5 年 10 月に施行され、当該事業者のみが参加できる「運賃協議会」が法的に位置付けられた。
- ▶今後、運賃等の協議を行う際は、道路運送法第 9 条第 4 項で規定する協議会において、協議を行うこととされているため、本市においても「荒尾市地域公共交通活性化協議会」の分科会として「運賃料金部会」を新設したい。
- ▶「運賃料金部会」の開催にあたっては、住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、市広報紙などにおいて意見募集を行う必要がある旨が、道路運送法第 9 条第 5 項に規定されている。

これまで（改正前）

【荒尾市地域公共交通活性化協議会において協議】

（旧）道路運送法 9 条 4 項
一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

（旧）施行規則 9 条の 2
法第 9 条第 4 項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。



令和 5 年 10 月 1 日以降（改正後）

【運賃料金部会において協議】

（新）道路運送法 9 条 4 項
一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

※住民等の意見等を協議に反映（道路運送法 9 条 5 項）

荒尾市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本市の実情に応じた適切な公共交通体系の態様及び運賃等に関する事項</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。<u>ただし、第2号に掲げる事項のうち、旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）については、第11条で定める運賃料金部会で協議する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本市の実情に応じた適切な公共交通体系の態様及び運賃等に関する事項</p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、会議の議長となる。</p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6 会議は、原則として公開とする。ただし、必要がある認めるとき</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、会議の議長となる。</p> <p>3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。</p> <p>5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6 会議は、原則として公開とする。ただし、必要がある認めるとき</p>

現 行	改 正 後
<p>は、会議の決定によりこれを公開しないことができる。</p> <p>7 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して資料の提出をさせ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。</p>	<p>は、会議の決定によりこれを公開しないことができる。</p> <p>7 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して資料の提出をさせ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。</p>
	<p><u>(運賃料金部会)</u></p> <p><u>第11条 運賃等を協議するため、道路運送法第9条第4項に規定する協議会として運賃料金部会を置く。</u></p> <p><u>2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議する。</u></p> <p><u>(1) 運賃等に関する事項</u></p> <p><u>(2) その他運賃料金部会が必要と認める事項</u></p> <p><u>3 運賃料金部会は、次に掲げる者をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 市長又はその指名する者</u></p> <p><u>(2) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者</u></p> <p><u>(3) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p><u>(4) 市民及び公共交通利用者の代表者</u></p> <p><u>4 運賃料金部会に部会長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。</u></p> <p><u>5 部会長は、運賃料金部会を代表し、会務を総理する。ただし、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p><u>6 第6条の規定は、運賃料金部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「運賃料金部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
	<u>7 第2項から前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に 関して必要な事項は、部会長が別に定める。</u>
(その他) <u>第11条</u> 略	(その他) <u>第12条</u> 略

荒尾市地域公共交通活性化協議会設置要綱 改正後全文

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、荒尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。ただし、第2号に掲げる事項のうち、旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）については、第11条で定める運賃料金部会で協議する。

- (1) 活性化再生法の規定に基づき作成する計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 本市の実情に応じた適切な公共交通体系の態様及び運賃等に関する事項
- (3) 公共交通の活性化及び利便性増進のための施策等に関する事項
- (4) その他公共交通に関して協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 市民及び公共交通利用者の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者
- (6) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 熊本県公安委員会の指名する者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 法定計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者
- (11) その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第3条第1号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、必要がある認めるときは、会議の決定によりこれを公開しないことができる。

7 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して資料の提出をさせ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(事務所及び事務局)

第7条 協議会の事務所は、荒尾市宮内出目390番地荒尾市役所に置く。

2 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

3 事務局は、総務部総合政策課に置く。

4 事務局に事務局長及び事務局員を置き、協議会が定めた者をもって充てる。

(監査)

第8条 協議会に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃料金部会)

第11条 運賃等を協議するため、道路運送法第9条第4項に規定する協議会として運賃料金部会を置く。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 運賃等に関する事項

- (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 3 運賃料金部会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 市長又はその指名する者
 - (2) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
 - (3) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 市民及び公共交通利用者の代表者
- 4 運賃料金部会に部会長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 5 部会長は、運賃料金部会を代表し、会務を総理する。ただし、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 第6条の規定は、運賃料金部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「運賃料金部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成24年4月23日告示第87号）

この告示は、平成24年4月26日から施行する。

附 則（平成29年5月18日告示第67号）

この告示は、平成29年5月24日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第58号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和〇〇年〇〇月〇〇日告示第〇〇号）

この告示は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。